○山形県警察音楽隊に関する訓令

昭和37年12月25日

本部訓令第15号

改正 昭和43年7月3日本部訓令第12号 昭和44年5月14日本部訓令第6号 平成元年3月17日本部訓令第4号 平成5年3月19日本部訓令第5号 平成12年11月7日本部訓令第15号 平成13年3月23日本部訓令第11号 平成26年10月27日本部訓令第17号 令和3年8月31日本部訓令第11号

注 平成26年10月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この訓令は、山形県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)の編成及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 音楽隊は、音楽を通じて警察広報活動を効果的に推進し、県民との融和を図るとと もに、警察職員の士気の高揚に努めることを任務とする。

(一部改正〔平成26年本部訓令17号〕)

(編成)

- 第3条 音楽隊に、音楽隊長(以下「隊長」という。)、副隊長のほか、楽長及びドラムメジャーを置く。
- 2 副隊長、楽長及びドラムメジャーは、音楽隊員(以下「隊員」という。)の中から警察本部長(以下「本部長」という。)が指名するものとする。

(一部改正〔平成26年本部訓令17号〕)

(隊員の選考)

第4条 隊員は、警察職員の中から選考する。

(一部改正〔平成26年本部訓令17号〕)

(隊長等の職務)

第5条 隊長は、隊員の服装及び楽器その他付属品の手入れ及び保管状況について、毎年1 回以上点検しなければならない。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在のときはその職務を代行する。
- 3 楽長及びドラムメジャーは、隊長の命を受けて、演奏の指揮及び技術の指導を行う。

(一部改正〔平成26年本部訓令17号〕)

(隊員の守るべき事項)

- 第6条 隊員は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 隊長を中心に一致団結して任務を遂行すること。
 - (2) 積極的に心身の鍛練と技術の向上を図ること。
 - (3) 常に身だしなみに配意し、品位を保持すること。
 - (4) 楽器その他貸与品の保管取扱いに細心の注意を払い、破損、亡失等のないようにすること。

(一部改正〔平成26年本部訓令17号〕)

(服制)

第7条 音楽隊の服制は、別にこれを定める。

(一部改正〔平成26年本部訓令17号〕)

(教養訓練)

- 第8条 隊員の教養訓練は、定期訓練及び特別訓練とする。
- 2 教養訓練日は本部長が指定し、定期訓練にあってはおおむね毎週1日とし、特別訓練にあっては必要な期間とする。
- 3 本部長は、教養訓練のため必要があると認めるときは、部外講師を委嘱することができる。
- 4 隊長は、教養訓練の状況を、音楽隊教養訓練簿(別記様式第1号)により本部長に報告 するものとする。

(追加〔平成26年本部訓令17号〕)

(派遣基準)

- 第9条 音楽隊の派遣は、次に掲げる行事で、本部長が必要と認めた場合に行うものとする。
 - (1) 警察の主催する行事
 - (2) 公共団体、これに準ずる団体の主催する行事
 - (3) その他警察活動と関連のある行事

(一部改正〔平成26年本部訓令17号〕)

(派遣の申請等)

第10条 音楽隊派遣の要請又は申請は、次の各号に掲げる行事の区分に応じ、当該各号に

定めるところにより、派遣を希望する日の属する月の前月の10日までに行うものとする。

- (1) 前条第1号に規定する行事 当該行事を主管する所属長が、電話又は口頭により、 警務部広報相談課長(以下「広報相談課長」という。)を経て本部長に申請する。
- (2) 前条第2号及び第3号に規定する行事 広報相談課長が、当該行事の主催者から警察音楽隊派遣申請書(別記様式第2号。以下「申請書」という。)を受理し、本部長に上申する。
- 2 広報相談課長は、前項第1号の規定による要請又は同項第2号の申請書を受理した場合は、速やかに本部長の決裁を得て、その結果を当該行事を主管する所属長又は当該行事の主催者に通知するものとする。
- 3 広報相談課長は、前条第2号及び第3号の行事への音楽隊派遣に関し、当該行事の開催 場所を管轄する警察署長に対して、派遣の是非その他の意見を求めることができる。この 場合において、広報相談課長は、当該意見を必要に応じて記録し、申請書とともに保管す るものとする。

(追加〔平成26年本部訓令17号〕)

(演奏活動簿)

- 第11条 隊長は、音楽隊の派遣演奏の状況を演奏活動簿(別記様式第3号)に記載するものとする。
- 2 隊長は、前条第1項第2号の規定により音楽隊の派遣を申請した者等から、演奏に関する感想、意見等を積極的に聴取し、音楽隊の活動の参考として活用するものとする。

(全部改正〔平成26年本部訓令17号〕)

(備付簿冊)

- 第12条 音楽隊に次に掲げる簿冊を備え付けるものとする。
 - (1)音楽隊教養訓練簿
 - (2) 演奏活動簿
 - (3) 山形県警察音楽隊員名簿(別記様式第4号)
 - (4) 楽器台帳(別記様式第5号)
 - (5) 楽譜台帳 (別記様式第6号)
 - (6) 付属品台帳(別記様式第7号)
 - (7) 楽器及び付属品貸与簿(別記様式第8号)

(一部改正〔平成26年本部訓令17号〕)

附 則(令和3年8月31日本部訓令第11号)

- 1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分 の間、使用することができる。

年 月 日

山形県警察本部長 殿

申請者住所氏名

警察音楽隊派遣申請書

次のとおり、警察音楽隊の派遣を申請します。

派遣日時	年	三月	月	午前後	時時	分から 分まで	演奏時間		分
派遣場所	 屋内・屋						屋内・屋名	<u></u>	
行事の目的とその 概 要									
演奏の種別	行進			進	演奏	1	ドリル		
主催者(団体)の 住 所 ・ 氏 名									
対象と参加(集) 人 員	対象 子ども			お年寄り	一般	参加(参加(集)人員		人
雨天の場合の措置	雨天	決行		雨天順延	F	万天中止	雨天場	所変更	
連絡責任者の 住 所 ・ 氏 名	電話								
その他参考事項 (演奏の具体的 時間帯、希望曲 目等を記入し ください。)									
※ 受理年月日				年	月	Ħ			

[※]印は記入しないでください。